

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるよう少人数教育が実施されているが、そのことは保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を一層推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が拡がりつつある。一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて残念ながら脆弱と言わざるを得ない。

よって、政府におかれては、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育を受けられるようにするため、未来への先行投資である教育予算を国全体として、しっかりと確保、充実させる必要があることから、下記の項目を早急に実施されることを強く要望する。

記

- 1 きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。
 - 2 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
 - 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
 - 4 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保、拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月29日

兵庫県明石市議会